

令和7年度十和田市住宅省エネ改修推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、住宅における省エネルギー性能向上のための改修工事等の促進を図り、もってカーボンニュートラルの実現に寄与することを目的として、住宅の省エネ改修等に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において十和田市住宅省エネ改修推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一戸建て住宅 1棟の建築物からなる住宅（長屋及び共同住宅を除く。以下同じ。）をいう。ただし、店舗等の用途を兼ねる住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）の場合は、住宅の用途に供する部分をいう。
- (2) 省エネ改修 開口部、躯体等の断熱化工事及び設備の効率化に係る工事をいう。
- (3) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (4) 第三者認証 建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関が行った建築物のエネルギー消費性能に関する認証をいう。
- (5) 仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）

をいう。

- (6) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により青森県知事が土砂災害特別警戒区域として指定した区域をいう。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内事業者が施行する工事（契約行為を伴うものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 一戸建て住宅の全体について行う省エネ改修（以下「全体改修」という。）であって、省エネ改修後の住宅全体が省エネ基準に適合し、かつ、第三者認証を受けるもの。
- (2) 一戸建て住宅の一部について行う省エネ改修（以下「部分改修」という。）であって、省エネ改修後の部分が仕様基準に適合し、かつ、別表第1に掲げる仕様を満たすもの。
- (3) 一戸建て住宅の建替え（既存の一戸建て住宅の解体工事を含む。）であって、建替え後の住宅全体が省エネ基準に適合し、かつ、第三者認証を受けるもの。

（補助対象住宅）

第4条 補助事業の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内に存する一戸建て住宅（建替えの場合にあつては、建替え前及び建替え後の一戸建て住宅が同敷地内に存するものに限る。）であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 全体改修若しくは部分改修又は建替え後の一戸建て住宅が、耐震性を有していること。
- (2) 全体改修前の一戸建て住宅若しくは部分改修前の当該改修に係る部分又は建替え前の一戸建て住宅が、省エネ基準に適合していないこと。
- (3) 前条第3号に該当する場合にあつては、建替え後の一戸建て住宅が、土砂災害特別警戒区域外に存すること。

- (4) 第7条に規定する補助対象事業費について、この要綱に基づく補助金のほか、国、地方公共団体その他公的な機関から補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象住宅の耐震性)

第5条 全体改修若しくは部分改修又は建替え後の一戸建て住宅（ただし、建替え後の一戸建て住宅において階数が2以下であり、かつ床面積の合計が300㎡以下である木造の住宅を除く。）は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて着工したもの。
- (2) 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）又は地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）に適合することが証明されているもの又は適合させるための改修が補助事業の完了までに完了する予定のもの。

2 建替え後の一戸建て住宅において階数が2以下であり、かつ床面積の合計が300㎡以下である木造の住宅は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 構造計算により構造安全性が確かめられるもの。
- (2) 壁量等の基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第43条に規定する柱の小径及び同令第46条に規定する構造耐力上必要な軸組等の基準をいう。）により構造安全性が確かめられるもの。

(補助対象者等)

第6条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象住宅の所有者であって、当該補助対象住宅に本人又はその親族が現に居住しているもの又は居住することを予定しているものとする。

2 補助対象者は、補助対象住宅について、省エネ改修又は建替え工事の施工者に本要綱に定める手続を委任することができる。

(補助対象事業費及び補助金の額)

第7条 補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年度十和田市住宅省エネ改修推進事業交付申請書（様式第1号）に、別表第3に掲げる書類のうち、補助事業の区分に応じて必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、当該申請者に令和7年度十和田市住宅省エネ改修推進事業交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定に当たり、必要があるときは、条件を付するものとする。

（補助事業の着手）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その補助金の交付の決定後でなければ補助事業に着手（補助事業に係る契約行為を含む。）してはならない。

（交付決定の変更申請）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、申請内容に変更が生じた場合、速やかに令和7年度十和田市住宅省エネ改修推進事業交付決定変更申請書（様式第3号）に、交付申請の際に提出した書類のうち変更のある書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、次項に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

2 軽微な変更とは、次に掲げる各号をすべて満たすものとする。

- (1) 第3条各号の補助事業の区分に変更がないもの。
- (2) 開口部や躯体等の断熱化に係る工事にあつては、補助対象の工事箇所に変更がないもの。

(3) 設備の効率化に係る工事にあつては、補助対象の設備種別に変更がないものの。

(4) 交付決定を受けた補助金額に変更がないもの。

(交付決定の変更の決定)

第12条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の変更の可否を決定し、当該申請者に令和7年度十和田市住宅省エネ改修推進事業交付決定変更通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の変更の決定に当たり、必要があるときは、条件を付するものとする。

(補助事業の中止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止するときは、速やかに令和7年度十和田市住宅省エネ改修推進事業中止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(完了実績の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに、令和7年度十和田市住宅省エネ改修推進事業完了実績報告書（様式第6号）に別表第4に掲げる書類のうち、補助事業の区分に応じて必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第15条 市長は、前条の報告があつたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度十和田市住宅省エネ改修推進事業確定通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、令和7年度十和田市住宅省エネ改修推進事業請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、この補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 令和8年2月27日までに令和7年度十和田市住宅省エネ改修推進事業完了実績報告書の提出がないとき。
- (4) 補助金の交付決定後、天変地異その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の決定をしたときは、補助事業者に対して令和7年度十和田市住宅省エネ改修推進事業交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（処分の制限を受ける期間）

第19条 規則第18条ただし書きに規定する市長が定める期間は補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

（調査等への協力）

第20条 補助金の交付を受けた者は、市長が実施する調査等への協力を努めるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象工事			仕様		
開口部、 躯体等の 断熱化工事	開口部 の断熱化	窓	ガラス交換	国土交通省が実施する子育てエコホーム支援事業（以下「子育てエコホーム支援事業」という。）において登録されている建材であること又はカタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できること。	
			内窓設置		
			外窓交換		
	躯体等の 断熱化	ド ア	玄関ドア等の交換		
			壁		子育てエコホーム支援事業において登録されている建材（壁の建材は子育てエコホーム支援事業で示す外壁の建材）であること又はカタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できること。
			屋根・天井		
床					
設備の 効率化に係る 工事	太陽熱利用システム		子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、強制循環式であって、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）		
	節水型 トイレ	掃除しやすい機能を有するもの	子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、上記の節水に関する基準に加え、(1)～(3)のいずれかを満たすトイレであることが確認できること。		

		<p>(1) 総高さ700mm以下に低く抑えていること。</p> <p>(2) 背面にキャビネット（造作されたものを除く。）を備え、洗浄タンクを内包していること。</p> <p>(3) 便器ボウル内を除菌する性能を備えていること。 ※1</p>
	掃除しやすい機能を有するもの以外	<p>子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」又はJIS A5207:2019又はJIS A5207:2022に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有することが確認できること。</p>
	高断熱浴槽	<p>子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有することが確認できること。</p>
高効率給湯	電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュー)	<p>子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、JIS C9220:2018に基づく年間給湯保</p>

	ト)	温効率又は年間給湯効率が3.0以上（ただし寒冷地仕様は2.7以上）であることが確認できること。
	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	<p>子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>(1) 給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。</p> <p>(2) 給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。</p>
	潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)	<p>子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>(1) 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。</p> <p>(2) 石油給湯器の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。</p> <p>石油給湯器の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。</p>
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド)	子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タ

	給湯器)	ンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上であることが確認できること。
	節湯水栓	子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、JIS B2061：2023に規定する「節湯型」の水栓と同等以上の機能を有すること。
	蓄電池	子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
	コージェネレーション設備	燃料電池発電ユニットにあつては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可。） ガスエンジン・コージェネレーションにあつては、ガス発電ユニットのJIS B8122に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。
	LED照明	工事を伴うものであること。

※1 第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。

別表第2（第7条関係）

補助事業	補助対象事業費	補助金の額
全体改修 (第3条第1号)	省エネ改修に要する実際の工事費とする。ただし、設備の効率化に係る工事費は、開口部、躯体等の断熱化工事費を越えないこと。	補助対象事業費(消費税相当額を除く。)に100分の23を乗じて得た
部分改修 (第3条第2号)	省エネ改修に要する工事費であって、別表第2の2から別表2の4までに掲げるモデル工事費を各工事費について合計した額又は実際の工事費のいずれか低い額とする。ただし、設備の効率化に係る工事費は、開口部、躯体等の断熱化工事費を越えないこと。	額(当該額に1,000円未満の端数が生じる時は、その端数を切り捨てた額)又は766,000円のいずれか低い額以内とする。
建替え (第3条第3号)	省エネ改修に要する工事費に相当する額であって、実際の工事費とする。ただし、設備の効率化に係る工事費は、開口部、躯体等の断熱化工事費を越えないこと。	

別表第2の2（第7条関係）

工事種別		開口部の断熱改修におけるモデル工事費		
		規模	面積	単位当たりの額
窓	ガラス交換※1	大	1.4㎡以上 ※5	88,000円/枚
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満 ※5	64,000円/枚
		小	0.1㎡以上0.8㎡未満 ※5	24,000円/枚

	内窓設置 ※ 2	大	2.8㎡以上 ※ 6	200,000円/箇所
		中	1.6㎡以上2.8㎡未満 ※ 6	160,000円/箇所
		小	0.2㎡以上1.6㎡未満 ※ 6	136,000円/箇所
	外窓交換 ※ 3	大	2.8㎡以上 ※ 6	200,000円/箇所
		中	1.6㎡以上2.8㎡未満 ※ 6	160,000円/箇所
		小	0.2㎡以上1.6㎡未満 ※ 6	136,000円/箇所
ド ア	ドア交換 ※ 4	大	(開戸) 1.8㎡以上 ※ 6	288,000円/箇所
		大	(引戸) 3.0㎡以上 ※ 6	
		小	(開戸) 1.0㎡以上1.8㎡未満 ※ 6	256,000円/箇所
		小	(引戸) 1.0㎡以上3.0㎡未満 ※ 6	

※ 1 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※ 2 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。

※ 3 外窓交換とは、既存窓を取り除き新たな窓に交換するもの及び新たに窓を設置するものをいう。

※ 4 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するもの及び新たにドアを設置するものをいう。

※ 5 ガラスの寸法とする。

※ 6 内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

別表第2の3（第7条関係）

工事種別	躯体等の断熱改修におけるモデル工事費		
	断熱材の区分	熱伝導率	単位当たりの額
壁	A～C	0.052～0.035W/m・K	168,000円/m ³
	D～F	0.034W/m・K以下	252,000円/m ³
屋根・天井	A～C	0.052～0.035W/m・K	60,000円/m ³
	D～F	0.034W/m・K以下	102,000円/m ³
床	A～C	0.052～0.035W/m・K	210,000円/m ³
	D～F	0.034W/m・K以下	316,000円/m ³

別表第2の4（第7条関係）

設備種別		設備の効率化における モデル工事費
太陽熱利用システム ※1		452,000円/戸
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの ※2	184,000円/台
	上記以外 ※2	168,000円/台
高断熱浴槽 ※1		437,000円/戸
高効率給湯器※1	電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	279,000円/戸
	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	
	潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)	
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯器)	

節湯水栓※ 2	63,000円/台
蓄電池※ 1	510,000 円/戸

※ 1 設置した設備の種類毎に1台/戸を補助対象とする。

※ 2 設置した台数分を補助対象とする。

別表第 3 (第 8 条関係)

全体改修	部分改修	建替え	名称	様式	備考
○	○	○	交付申請書	様式第 1 号	
○	○	○	委任状	参考様式第 1 号	委任する場合に必要。
○	○	○	住宅の所有者がわかる書類 (登記事項証明書の写し等)		
○	○	○	建築確認年月日及び延べ床面積が分かる書類 (建築確認済証、建築確認通知書、台帳記載事項証明の写し等)		
○	○		昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたものである場合、耐震性を有していることを確		

			認できる書類 (耐震診断結果報告書、既存住宅性能評価書の写し等)		
		○	建替え後の階数が2以下かつ床面積の合計が300 m ² 以下の木造の住宅の場合、耐震性を有していることを確認できる書類(構造計算書、住宅性能評価書の写し、同意書等)		申請時点で提出が難しい場合は、完了実績報告時に提出すること。
○	○	○	位置図		
○	○	○	補助対象建材、設備等を表示した関係図面 (平面図、立面図、断面図等)		
○	○	○	全景及び改修する部分の現況写真		
○		○	補助対象事業費内訳書 (全体改修・建替え)	様式第 1号の 2	
	○		補助対象事業費内訳書 (部分改修)	様式第 1号の 3	

○	○	○	補助対象事業費に係る 見積書	参 考 様 式 第 2 号	補助対象事業費とそれ 以外を切り分けて確認 できること。部分改修で モデル工事費が設定さ れている工事の場合は 1者、それ以外は2者以 上の見積とする。
○		○	第三者認証を受けたこ とを確認できる書類 (BELS、設計住宅性能 評価書の写し等)		交付申請時点で第三者 認証を受けていない場 合は、完了実績報告時に 提出すること。
	○		仕様確認書	様 式 第 1 号 の 4	
○	○	○	その他市長が必要と認 める書類		

別表第4（第14条関係）

全 体 改 修	部 分 改 修	建 替 え	名 称	様 式	備 考
○	○	○	完了実績報告書	様 式 第 6 号	
○		○	補助金精算額内訳書（ 全体改修・建替え）	様 式 第 6 号 の	

				2	
	○		補助金精算額内訳書（ 部分改修）	様式第 6号の 3	
○	○	○	契約書の写し		契約日は交付決定日以 降であること。
○	○	○	補助対象事業費に係る 支出を確認できる書類 （領収書の写し）		
	○		工事内容に応じた性能 を証明するもの （性能証明書、施工証 明書、納品書の写し 等）		「子育てエコホーム支 援事業の内容につい て」の別紙10を参照の こと。
○	○	○	施工中・工事前後の写 真		建替えの場合にあつて は、解体に係る工事前 後の写真を含む。
○	○	○	その他市長が必要と認 める書類		